

## 会 議 錄

										記録者	廣瀬 尚哉	
供覧	部長		次長		課長		補佐		主査・係長		グループ員	
件 名	令和7年度第1回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会											
年月日	令和7年4月24日(木)											
時 間	午後1時30分～午後2時30分											
場 所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室											
出席者	被保険者代表:小嶋委員、高野委員、松井委員 医療担当者代表:高橋委員 公益代表:伊藤委員、杉野委員、百瀬会長 行 政:健康スポーツ部 足立部長、飯田次長 健康増進課 大久保課長 (事務局)保険年金課 沼尻課長、藤田課長補佐、記録者											
会議の内容	議事(1)龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容について (2)その他											
発言の内容												
事務局	本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。 会議に先立ち、会議資料の確認をお願いします。 事前にお送りした「令和7年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の会議資料をお持ちでない方は、お配りしますので、お申し出ください。  (会議資料の持参確認)  その他、本日「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答」と書かれた資料とその関連資料を、机の上に置かせていただいておりますのでご確認ください。 改めまして、ただ今から、「令和7年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。 なお、ここで本来であれば、新年度第1回の協議会ということで、萩原龍ヶ崎市長より皆様にご挨拶を申し上げるところでございますが、あいにく萩原市長が公務により本日出席の都合がつかないため、健康スポーツ部 部長の足立よりご挨拶を申し上げます。											
足立部長	本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 委員の皆様方には、本市の国民健康保険事業に対しまして、多大なるご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 市長の代理ということで一言挨拶をさせていただきます。 まず初めに、本市の国民健康保険の動向でございますが、被保険者数は、令和7年2月末現在で14,891人となっており、後期高齢者医療制度への移行や、社会保険加入基準の拡大などによりまして、昨年の同じ月と比較しますと、736人の減、4.7%の減となっている状況であります。 一方、1人当たりの医療費は、増加傾向となっておりまして、依然、財政運営は厳しい状況となっております。 当面の課題としましては、本年7月末が有効期限となる、現行被保険者証の更新にかかる、資格確認書等への切り換えの対応がございます。											

足立部長	<p>また来年度からの、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援金の徴収に向けた準備などが控えており、今後も被保険者の皆様方が安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができるように、適切な運営に努めて参りたいと考えております。</p> <p>さて本日ご審議いただく議事は、令和7年度分、国民健康保険税の賦課限度額等の見直しが主な内容となっております。</p> <p>委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>最後になりますが、本市の国民健康保険事業の更なるご支援をお願いし、皆様のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ここで、事務局より2点ほどお願ひがございます。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>本日の会議は、会議録作成のため、会議中のご発言を全て録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>ご発言の際は、拳手のうえ、議長からの指名を受けたのち、マイクスタンドのスイッチを押して、赤いランプが点灯してから、ご発言をお願いいたします。</p> <p>そして、ご発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようお願ひいたします。</p> <p>次に、2点目です。</p> <p>本協議会は、被保険者の皆様、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務士、市議会議員など様々な分野の皆様に、ご参加いただいておりますので、会議に費やせる時間も限られています。</p> <p>したがいまして、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、この4月の人事異動により、事務局の職員に一部変更がありましたので、今年度の事務局の職員をご紹介いたします。</p> <p>初めに、すでに先ほどご挨拶を申し上げたところですが、改めまして、本協議会の事務局である「保険年金課」が所属しております、「健康スポーツ部」部長の「足立」でございます。</p> <p>(足立部長 あいさつ)</p> <p>同じく、「健康スポーツ部」次長の「飯田」でございます。</p> <p>(飯田次長 あいさつ)</p> <p>続きまして、「健康スポーツ部 健康増進課」課長の「大久保」でございます。</p> <p>(大久保課長 あいさつ)</p> <p>本協議会の事務局「健康スポーツ部 保険年金課」課長の「沼尻」でございます。</p> <p>(沼尻課長 あいさつ)</p> <p>同じく、「保険年金課」課長補佐の「藤田」でございます。</p> <p>(藤田課長補佐 あいさつ)</p> <p>最後に、本日の司会進行を担当いたします、「保険年金課」係長の「廣瀬」でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況等を報告いたします。</p> <p>定員12名のところ、被保険者代表に1名の欠員がありますが、本日の会議出席者が7名です。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条の規定のとおり、各代表から1名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>続いて、傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴希望者はおりません。</p>

事務局	<p>次に、会議録に署名をお願いする委員を指名させていただきます。</p> <p>会議録は、開催ごとに作成し、会長以外に、2名の委員からご署名をいただいております。</p> <p>ご署名をいただく方は、会議に出席いただいた委員の中から、なるべく偏らないかたちで、事務局で選ばせていただいております。</p> <p>本日の協議会につきましては、杉野委員、松井委員の両名に会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(両委員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>両委員には、後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認と、ご署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条に「会長は、会議の議長となる。」との規定がございますので、ここからの進行は、百瀬会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>百瀬会長、よろしくお願ひいたします。</p>
百瀬会長	<p>百瀬でございます。</p> <p>本日も、委員の皆様にご協力をいただきながら、会議の審議を進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは早速ですが本日の次第に従って協議会を始めます。</p> <p>議事第1号龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容について、また、これに対する事前質問がございましたので、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事第1号、及びこれに対する事前質問への回答につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>議事第1号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容」の説明は以上となります。</p> <p>続きまして、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容につきまして、事前質問をいただいておりますので、回答書に基づき説明いたします。</p> <p>(事前質問書の回答参照)</p> <p>以上、議事第1号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容」の説明、及びこれに対する事前質問に関する回答となります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より、議事第1号、及びこれに対する事前質問への回答について説明がございました。ご質問、あるいはご意見等がある方は挙手のうえ、ご発言をお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
伊藤委員	ここ数年の被保険者数の減少は、後期高齢者医療制度へ移行が影響していると思われますが、ここ2、3年の状況について教えてください。
事務局	今、あいにく過年度のデータがありませんので、手元の資料で確認できる昨年度の被保険者数等についてお答えします。令和6年4月末現在で、被保険者数が15,722人、世帯数が10,571世帯となっております。
伊藤委員	例年、後期高齢者医療制度へ移行する方を含め、こうして国保の被保険者数が減少しているということは、保険税に何らかの影響が出るのではないかと私は非常に心配しています。その点については、どのように考えていますか。
事務局	はい。保険税につきましては、被保険者の所得や税率も大きく変わらず、1人当たりの平均の調定額もほとんど変わらないのであれば、被保険者数が減少した分に応じて全体の保険

事務局	税額も減少していくかと思います。
百瀬会長	<p>当然、被保険者数の減少とともに給付費も減少すると考えられますが、どのような方が国民健康保険から抜けているのかも大きく関係していると思います。</p> <p>例えば、社会保険の適用拡大により国民健康保険を抜ける方が、収入のある若い方であれば、財政的には少し厳しい状況になるでしょうし、その逆に収入の少ない高齢の方が国民健康保険を抜けるのであれば、財政的には若い方が抜けるよりは、影響が少ないと私は思います。ただし、自治体ごとに雇用や産業の状況も異なるため、社会保険の適用拡大の影響は大きく異なると考えられます。龍ヶ崎市では社会保険の適用拡大により、どのような方が国民健康保険を抜けているのか、60代前半の方が多いのか、または30代・40代の方が多いのかといったデータ、もしくは感覚的なものでも構いませんが、事務局では把握されていますでしょうか。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんが、そこまでの細かいデータでの分析はしておりません。</p> <p>現状、ここ数年間の加入者の年齢構造に目に見えるような大きな変化はありません。以前から言われています被用者保険の拡大について、少なからず影響があるかと思いますが、それが具体的に形で表面化するまでではないと認識しています。</p>
百瀬会長	では、龍ヶ崎市の国民健康保険の被保険者数が減少しているのは、国保から社保への移行の影響によるものではなく、後期高齢者医療制度に移行する影響や人口減による自然減によるものが大きいという理解でよろしいですか。
事務局	はい。そのように認識しております。
百瀬会長	<p>基本的には社会保険、国民健康保険ともに収入の多寡による応能負担の部分が大きく、収入・所得が多い方は保険料・税も多く負担することになります。しかし、その負担があまりに大きくなりすぎないように、上限が設けられています。</p> <p>今回はその上限を少し引き上げるという改正内容ですが、賛成・反対などでも構いません。何かご意見があればお願ひします。</p>
伊藤委員	やはり物価高の影響で皆さんの生活が大変な中、上限を引き上げることはどうなのかと考えています。このような状況下で、保険税も上がり、負担増となるようなことについては賛成できません。
百瀬会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今回の賦課限度額引き上げの改正は龍ヶ崎市独自ではなく、法改正等の全体の流れの中であるもので、これを龍ヶ崎市だけ引き上げないという選択肢はないということでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の賦課限度額の引き上げは、地方税法施行令の改正にあわせて実施するもので、国民健康保険に加入している中間所得層の方々の負担を軽減することを目的としています。</p> <p>今回、税率を上げることで全員の負担を増やすわけではありません。加入者の収入・所得が十分に伸びない状況で、保険税負担の上限を引き上げずに増収しようとすると、保険税率の引き上げとなってしまいます。この場合、高所得層の方の負担は変わらない中で、中間所得層の方の負担が重くなってしまいますので、保険税負担の限度額を引き上げ、高所得層の方により多く負担をいただくことで、中間所得層の方の被保険者の負担を上げずに必要な保険税による収入を確保しようとするものです。</p>
百瀬会長	はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
杉野委員	<p>今の件に関してなんですが、これからもこの問題が、取り上げられるのではと思います。</p> <p>限度額を上げて、所得の多い方には負担をしていただく必要があり、そうしないと国保の運営が難しくなるからです。</p> <p>ただ、その代わりに軽減を受けるような世帯については負担が大きくならないように国・県・市などで負担を減らしていくという方向が、しばらく続していくと考えています。</p> <p>ただ、いずれにしても国保・社保も含め保険制度がどんどん厳しくなっていくなか、維持していくにあればなりませんので、我々も何か良い方法を考えいかなければならぬないと感じ</p>

杉野委員	ています。
百瀬会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>国保の賦課限度額を超える世帯の所得は、どの程度の額なのでしょうか。もう一点、例えば国保なので自営業の方に賦課限度額を超える世帯が多いなど、どのような方を想定すればよいでしょうか。個人情報が含まれる可能性があるため回答が難しいかもしれません、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の賦課限度額引き上げに当たりまして国が参考数値を示しています。</p> <p>それによりますと、この新しい限度額合計 109 万円に達する収入の目安が示されており、単身世帯の方の場合、給与収入・年金収入とも年収が 1,170 万円くらいある方が該当するとされています。月収換算で1か月約 97 万 5,000 円の収入のある方が、限度額超過世帯となると示されております。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のご説明の場合、給与・年金収入の方ですので、自営業の方の事業所得とは異なると思いますが、目安としては、それぐらいの所得額があると限度額を超過するということですね。</p> <p>それと、資料では保険税の滞納世帯の方も656人いらっしゃいます。一般的には収入の少ない方が保険税を滞納していると考えられます。その方たちは、収入が少なく7割・5割軽減といった法定軽減がされていても「支払えない方」が多いのか、または、ある程度の収入があっても他の理由で「支払わない方」が多いのか、といった龍ヶ崎市での何か傾向・特徴はあるのでしょうか。大まかにでも構いませんが、もし何かあれば教えてください。</p>
事務局	<p>滞納世帯について、そのほとんどが所得の少ない方ということになるかと思います。あとは例えば、毎年一定の収入しかなかった方が、前年の何らかの理由で収入・所得が多かった場合、翌年にその分の所得を基に保険税が賦課されます。この場合、課税される年は収入が例年どおりなくなり、支払えないということも実際にありますが、やはり滞納世帯の多くを占めるのは、所得の少ない「支払えない方」が多くなるかと思います。</p> <p>また、昨年の協議会でもお話したかと思いますが、外国人の方が、転出したことによって、保険税が未精算となるケースもあります。</p>
百瀬会長	他に、どんなご意見でも構いませんので、いかがでしょうか。
伊藤委員	収入に対する保険税の割合は、龍ヶ崎市では平均どれぐらいですか。
事務局	7・5・2割軽減といった法定軽減が該当にならない通常の世帯であれば、前年の収入ではなく所得に対して、医療給付費分の税率 6.3%と後期高齢者支援金分の税率 3.0%を合わせた 9.3%を乗じた所得割と、均等割の合計額を賦課しています。基礎控除がある分、ぴったりではありませんが、所得に対して 10%程度の保険税をお願いしているかと思います。
伊藤委員	私は、収入に対して1割が保険税にかかるのは、生活するうえでは若干高いと思います。
百瀬会長	<p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>最後にもう一度、全体を通しての質問も受け付けますので、会議を進めさせていただきます。それでは、(2)その他について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料に戻りまして、(2)その他『運営協議会予定』につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>その他については以上となります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、今後の運営協議会の実施予定について、ご説明ありましたが、何か質問等ございますか。</p> <p>では、全体を通して今日の議事についてでも構いません。もう少し時間がありますので、</p>

百瀬会長	議事以外のことも含め、国保の運営やその他保健事業などに関して、ぜひ委員の皆様からご質問・ご意見がございましたら、承りたいと思いますがいかがでしょうか。 では、私から1点だけ県の保険税率の統一について、少し前までは進んでいましたが、一旦白紙になって、その後についてはどういう状況ですか。
事務局	先日、県で主管課長会議があり、その中で他市町村の課長からも意見が寄せられました。茨城県としては、令和8年度に今後の保険税の完全統一や納付金ベースの統一についてのスケジュール案を作成するとの説明がありました。 また、茨城県でも昨年、納付金ベースの統一を検討しましたが、仮試算の結果、県内の多くの市町村で平均的な収入のある被保険者1人あたり15,000円以上も上昇してしまうことが明らかになり、すぐには難しいということで延期となっています。一方、国からは令和12年度までに納付金ベースの統一を行い、令和15年度、できれば18年度までには完全統一を実現させるという方針が示されております。茨城県はこれに間に合わせる必要があるため、現在のところ、県の説明では令和8年度に今後の統一スケジュールをまとめる予定とのことです。
百瀬会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
小嶋委員	資料中の令和7年度国保運営協議会の実施予定の2月にありました子ども・子育て支援金関連の条例改正の予定がありますよね。 この協議会やその他報道などで、国保に関していろいろと情報を知る度に、今の国保制度のままで赤ちゃんから高齢者までをすべてをカバーするには、財源などに限界があるのではないかと思っています。 ですので、子ども・子育て支援金については、国保からではなく、他の財源からまとまった形でいただく方が良いのではないかと思っており、その部分については、国保から切り離すという考えはないのでしょうか。
事務局	子ども・子育て支援金制度について、これは国の制度で市単独で実施するものではありません。 この制度の支援金の財源を、税金ではなく保険税・保険料から賄うことについては国でも多くの議論があったようです。これは、国民健康保険だけでなく社会保険にも当てはまる制度となっていますが、最終的には、このように決定されています。
小嶋委員	ぜひ、違うところの財源から賄うよう考えて欲しいと思っております。
百瀬会長	貴重なご意見ありがとうございます。 市の国民健康保険税の子どもの応益部分に関しては、支援が行われていますけれども、その状況をご説明いただけますか。
事務局	保険税を計算する上で、所得割と均等割がありますが、そのうちの均等割について、国では未就学児に対して金額を半額に減額する措置が取られています。また市では、同じく均等割について、小学生以上から高校生を対象に国の未就学児に対する措置と同様の措置を取っていますので、国と市であわせて小学校から高校生までのお子さんの均等割を半額に減額する取り組みを行っています。
百瀬会長	ありがとうございます。 現状、国民健康保険においても、高校生以下の子どもがいる世帯に対して保険税を軽減するという支援がされていますが、財源や税負担の公平性の観点から支援は半額にとどまっています。そのため、残りの半額は子どものいる各世帯でご負担いただくようになっています。子ども・子育て支援金制度では、保険税を更に減額するものではありませんが、子育て世帯に対して、更なる支援を展開していくということですね。
伊藤委員	子ども・子育て支援金制度もそうですが、まずは国が子どもや子育てに対し、さまざまな取り組みを行うにあたって、国がきちんと予算立てをし、それから十分な支援を行うべきだと思います。そこをそうではなく、被保険者の皆さんから集めた保険税を支援金の財源に回すということには、私も疑問に思っています。

百瀬会長	<p>子ども・子育て支援金について、その財源の徴収が国保・社保など各保険者に委ねられており、保険税・保険料に上乗せして徴収されますので、被保険者は違和感があるのではないかと考えます。</p> <p>制度の創設にあたっては、その財源について、さまざまな議論をした結果、「子ども・子育て支援金制度」を創設し、その徴収ルートとして医療保険を利用することになっております。</p> <p>財源の徴収方法についても、さまざまな議論があつたと思いますが、子育て支援を通じて若い人が増えれば、将来的には医療保険や年金の財政にプラスに働くとも考えられています。しかし、特に国保に関しては、伊藤委員や小嶋委員から触れられたとおり、保険税が非常に重い負担となっているのは事実です。新たな負担が加わることは、確かに厳しいという意見もおっしゃるとおりです。ただ、このことに関しては一市町村の問題ではありません。また、保険税・保険料や給付費の負担の不均衡などに関しては、国保と社保などの医療保険の統合の提案がなされていたと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	医療保険の統一については、知事会・市長会を通して申し入れをしておりますが、なかなか実現していないところです。
百瀬会長	<p>被用者保険の中には、保険料の負担が比較的軽い場合も見受けられます。若い人の多い大企業など、ベースとなる所得が高いため保険料率を低く設定しても、必要な保険料を集めることができる場合や、また、保険料の半分以上を負担している企業もあります。</p> <p>現状、そういう被用者保険等を一元化することによって、国民健康保険の負担を軽減していくことは考えられますが、実現させるには難しい部分もあると思います。</p>
杉野委員	<p>会長がおっしゃられたとおり、いわゆる社会保険、それと年金も含めて統合するような方向が、望ましいと個人的には思っています。</p> <p>なぜかというと、地方と都市部の格差がこれから益々大きくなっていく中で、都市部は潤沢な財源で、子育て支援などいろいろな施策を展開できる一方、地方ではそうはいかない。そういう格差が本当にあっていいのでしょうか。本来、子育て支援などは国がしっかりと責任を持ってやっていくべきだと思います。そのためには、都市部も地方も保険料率も含めその他条件などを同じように統合化していくのが、一番いい方法だと考えております。</p>
百瀬会長	では、他にはいかがでしょうか。
伊藤委員	医療保険の統合のお話もありましたが、そもそも国保は、被用者保険などに加入していない方々の最後の砦であると考えています。したがって、国は国保に対してしっかりと補助・保障をするべきで、もっと国保に予算を振り分けて欲しいと思います。そして、その意見を市からもきちんと上げて欲しいと思います。私もそうですが、今まで一生懸命働いてきた方々が普通であれば最後には、国保・後期といった医療保険に加入しますので、国にはその最後のところもしっかりとフォローして欲しいという気持ちがあります。
百瀬会長	ぜひ、そういう意見があったということを、市から県などにお伝えいただければと思います。
百瀬会長	<p>それでは、そろそろ本日の議事は終了したいと思いますが、長時間にわたる審議、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以降の進行は事務局にお渡しし、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>事務局、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。</p> <p>冒頭にもお伝えしたとおり、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、杉野委員、松井委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、委員報酬について、簡単に説明をいたします。</p> <p>市議会選出の委員以外の委員の皆様には、市の規定により委員報酬が支払われます。</p> <p>後日、ご指定の金融機関口座に振り込ませていただきますが、詳細につきましては、改めて文書にてお知らせいたします。</p> <p>委員各位におかれましてはご多忙な中、大変恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願</p>

事務局	い申し上げます。 それでは、以上をもちまして、令和7年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。 本日は、大変お忙しい中、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。		
署名	会長 _____ 会議録署名人 _____ 会議録署名人 _____		
情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 部分公開 非公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当) 公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)